

個別の（教育）支援計画の作成にあたって

船橋市特別支援連携協議会  
第一作業部会

## 1 「個別の（教育）支援計画」とは

「個別の（教育）支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人を関係機関（教育、医療、保健、福祉、労働等）が連携して効果的に支援するための計画です。つまり、関係者が本人及び保護者の願いや目標、支援内容、支援方法等の情報を共有したり役割分担したりして適切な支援をしていくための道具（ツール）です。

### ○保育所保育指針（抜粋）

#### 第1章 総則

#### 3 保育の計画及び評価

##### （2）指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

### ○幼稚園教育要領（抜粋）

#### 第1章 総則

#### 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

##### 1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

### ○小学校学習指導要領（抜粋）

#### 第1章 総則

#### 第4 児童の発達の支援

##### 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

##### (1) 障害のある児童などへの指導

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

# ○中学校学習指導要領（抜粋）

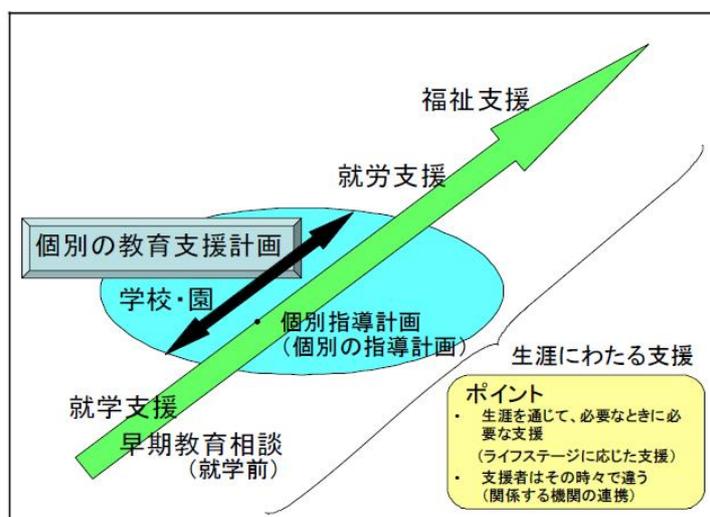
## 第1章 総則

### 第4 生徒の発達の支援

#### 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

##### (1) 障害のある生徒などへの指導

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。



## 2 「個別の教育支援計画」作成の目的

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な教育的支援を行うことを目的としています。また、この教育的支援は教育のみならず、医療、保健、福祉、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠です。

## 「個別の（教育）支援計画」についてのQ & A

Q 1：どのような内容を記載するのですか。

計画を作成するに当たっては、保護者及び関係機関等と連携を図り、以下のような内容を記載します。

- 本人のプロフィール
- 本人・保護者の思い・願い
- 幼児児童生徒の特別な教育的ニーズ
- 適切な支援の目標
- 連携して支援を行う者・機関と支援内容やその時期
- 評価の実施時期、改訂・引継の内容

Q 2：「個別の支援計画」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、それぞれ何が違うのでしょうか。

- ・「個別の支援計画」とは、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画です。
- ・「個別の教育支援計画」は「個別の支援計画」と同じ概念のものになります。学校や教育委員会などの教育機関が中心になって作成する場合に、「個別の教育支援計画」と呼んでいます。在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となるものです。
- ・「個別の指導計画」は、学校（園）等の教育課程等において、子ども一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画です。

Q 3：どのような幼児児童生徒を対象に作成するのですか。

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の幼児児童生徒を含めた障害のあるすべての幼児児童生徒のうち、「個別の（教育）支援計画」を作成する必要があり、保護者の同意を得た幼児児童生徒を対象とします。ただし、必ずしも医師による障害の診断がなくとも、学校（園）等で「（障害による）学習上又は生活上の困難がある」と判断された特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が対象になります。

「作成する必要がある」とは、

- 校外の関係機関との連携した支援が必要な場合
- 保護者から作成の要望があった場合
- 卒業後を見通した（または数年後を見通した）支援が必要な場合等です。

Q 4：作成するのは誰ですか。

実質的な作成者は、学級担任や特別支援教育コーディネーター等が中心です。しかし、個人に任せるのではなく保護者や関係機関との連携協力により、校内（園内）の会議等で検討していくことが必要です。特に保護者とは、作成・実施・評価の場面それぞれで常に共通理解を図っていきます。

Q 5：保護者はどのようにかかわるのですか。

保護者は、重要な支援者の1人です。子どもの教育的ニーズを的確に把握するために、日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴くことが大切です。作成に当たっては、積極的に参画を促し、その意向を十分に踏まえて作成します。また、校外（園外）の機関との支援会議を行うには、保護者の了解が必要です。さらに、保護者は支援会議に参加し、支援目標や支援機関・内容について担当者と一緒に設定・検討・評価するなど、常に共通理解を図っていきます。また、学校（園）や関係機関は、適切な支援を保護者が選択できるよう、十分な情報提供が必要です。

Q 6：作成するのはいつですか。

「個別の（教育）支援計画」作成は必要に応じて作成するので、特に決まった時期はありません。たとえば、以下のような場合が考えられます。

- 学校（園）で特別な支援や個別の指導が必要になったとき
- 学校（園）での職員間の連携した配慮が必要になったとき
- 入学（入園）前から学校（園）への移行期に教育機関等がかかわり始めたとき
- 就学時や卒業後への移行期（特別な配慮などの引き継ぎが必要なとき）
- 進級により、支援目標やかかわる関係者・機関が替わったとき
- 外部機関と連携した支援が必要になったとき

Q 7：決まった様式はありますか。

決まった様式はありません。それぞれで、書きやすい様式、活用しやすい様式で作成していただいてもかまいません。なお、本市では、就学前用の参考様式として「個別の（教育）支援計画」の様式を作成しています。ダウンロードが可能ですので、必要に応じてご活用ください。

Q 8：作成することによって、どんなメリットがありますか。

学校（園）等を含めた地域の関係機関が、それぞれの立場からサービスを提供して、幼児児童生徒の地域生活全体を卒業後まで支えることが必要です。

「個別の（教育）支援計画」を作成することで、幼児児童生徒にとって、そのような支援を適切に受けられるメリットが生まれます。

具体的には

- ・保護者や関係機関と情報を共有し、支援することができる。
- ・ライフステージに応じて、継続的に支援をすることができる。
- ・効果的だった支援の内容などを、職員全体で共有することで、学校（園）全体での支援が充実する。
- ・学校（園）での支援の内容などを目に見える形で整理することで、保護者や関係機関との連携や次年度（進学先等を含む）への引き継ぎに役立つ。

Q 9：引き継ぎはどのように行われるのですか。

転学（転園）や進学、卒業によって「個別の（教育）支援計画」の作成担当機関が変更となる場合は、引き継ぎが必要です。今までの支援内容の評価と改訂すべき点について整理し、保護者の了解を得た上で、次の作成担当機関へ「個別の（教育）支援計画」を引き継ぎます。また、必要に応じて、支援会議等を行う場合もありますが、「個別の（教育）支援計画」を活用することで、引き継ぎがスムーズになります。

Q 10：個人情報の保護についてはどうするのですか。

「個別の（教育）支援計画」についても、個人情報の保護が不可欠です。計画の作成・実施にかかわる、関係機関の担当者を明確にし、収集した個人情報について責任を持って管理し、利用目的以外に使用しないことが必要です。また、外部の機関との情報収集・提供に関することや校内（園内）の管理体制等について、校内（園内）の手続きを明確にしておきます。校内（園内）では鍵のかかる場所に保管します。

作成した「個別の（教育）支援計画」は、個人用ファイルに綴じ込み、管理に当たっては、個人情報保護法及び県並びに各市町村における個人情報保護条例等に基づき、適切な取扱いに留意するとともに、個人の権利利益の保護を図ります。

参考

- ・「個別の教育支援計画」作成の手引き（千葉県教育委員会）（平成19年）
- ・発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について  
（文部科学省）（平成29年）
- ・障害のある子どもに対する保育について（厚生労働省）（平成29年）